

『相続による名義変更』に伴う手続きのご案内

- ◎ご契約者様がお亡くなりになられた場合、既存のご契約を引き継いで家賃をお支払い頂く事が可能です。
但し、ご契約を引き継ぐ事が出来るのはご親族様(法定相続人)に限りますのでご注意下さい。
- ◎これまでご契約頂いた保証内容は継続されるので、弊社にお支払い頂く初回の保証料・手数料は一切かかりません。
- ◎相続名義変更にあたりご契約を引き継ぐ方からの申込が必要になります。
- ◎お亡くなりになられたご契約者様の契約の解約が必要になりますので忘れずにお手続きをお願い致します。
- ◎相続名義変更に伴う手続きの流れは下記をご確認下さい。

お手続きの流れ

お亡くなりになられた
ご契約者様のご契約の
解約

- Insure NAVIにて解約手続きをお願いいたします。
※申込手続きと同時に解約手続きをお願いいたします。
※解約日の設定につきましては【合意書の締結】の例をご参照ください。

ご親族様(法定相続人)
にて申込

- ご親族様(法定相続人)にて申込をお願いいたします。
○既存のご契約を引き継ぐ事が出来るのは、ご親族様(法定相続人)に限りますのでご注意ください。
○申込書の備考欄に現在ご契約の「承認番号」と「相続名義変更」を必ずご記載ください。
※「承認番号」と「相続名義変更」の記載が無い場合、相続名義変更として手続きが出来ない場合があります
ので必ずご記載ください。
<必要書類(申込時に必要な書類)>
申込書、お申込時の確認・同意書、本人確認書類
- 審査終了後、承認番号をご連絡いたします。
※審査の際、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。
○弊社より管理会社様へ合意書をご郵送いたします。
※従来の保証委託契約書の代わりとなります。

合意書の締結

- 届いた合意書をご親族様(法定相続人)の署名、捺印をいただき、弊社へ郵送をお願いいたします。
○保証開始日は合意書が到着した翌月1日からになります。
※お亡くなりになられたご契約者様のご契約の解約を忘れずにお願いいたします。
※合意書の到着締切日は毎月10日ですので、締切日に間に合わなかった場合は翌々月1日からの新契約の
保証開始になりますのでご注意ください。
例：12月10日に弊社に合意書が到着⇒1月1日より保証開始 (解約日：12/31)
12月20日に弊社に合意書が到着⇒2月1日より保証開始 (解約日：1/31)

【合意書送付先】

108-8555

東京都港区芝浦4-9-25 芝浦スクエアビル
株式会社オリコフォレントインシュア
契約管理部 宛